

教第35号議案

神戸市学齢児童及び学齢生徒の就学に関する規則の一部を改正する規則について

神戸市学齢児童及び学齢生徒の就学に関する規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和7年10月16日提出

神戸市教育委員会事務局
事務局長 竹森 永敏

理 由

中学校の校区変更等に伴い、規則を改正する必要があるため。

神戸市学齢児童及び学齢生徒の就学に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 10 月 日

神戸市教育委員会

教育長 福本 靖

神戸市教育委員会規則第 号

神戸市学齢児童及び学齢生徒の就学に関する規則の一部を改正する規則

神戸市学齢児童及び学齢生徒の就学に関する規則（昭和 28 年 7 月教育委員会規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1）改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- （2）改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- （3）改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表第 1（第 3 条関係）			別表第 1（第 3 条関係）		
学校名		校区	学校名		校区
中学校	小学校		中学校	小学校	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
鈴蘭台	[略]	[略]	鈴蘭台	[略]	[略]
	北五葉	北五葉 1 ～ 5 ・ 6（1 ～ 7 番、8 番 1 ～ 17 ・ 36 ・ 37 号、9 ～ 14 番）・ 7、鈴蘭台西町 5（16 ・ 20 ～ 24 番）、山田町小	（南五葉 3 ～ 6、君影町 6、鈴	北五葉	北五葉 1 ～ 5 ・ 6（1 ～ 7 番、8 番 1 ～ 17 ・ 36 ・ 37 号、9 ～ 14 番）・ 7、鈴蘭台西町 5（16 ・ 20 ～ 24 番）、山田町小

		部（北五葉地区）、泉 台 7（2 番地 26・37～ 46）	蘭 台 南 町 8 ・ 9（9 番）、山 田 町 小 部（柿 ノ 木 谷 地 区） を 除 く。）		部（北五葉地区）、泉 台 7（2 番地 26・37～ 46）
		[略]	[略]		
星和台		[略]	[略]		
	君影	君影町 1～5			
	南五葉	南五葉 1～6、鈴蘭台 南町 8・9（9 番）・ 君影町 6、山田町小部 （柿ノ木谷地区）			
			南五葉	南五葉 1～6、鈴蘭台 南町 8・9（9 番）・ 君影町 6、山田町小部 （柿ノ木谷地区）	
				[略]	[略]
	星和台		[略]	[略]	
			（南五	君影	君影町 1～5
			葉 3～		
			6、君		
			影 町		
			6、鈴		
			蘭 台 南		
			町 8 ・		
			9（9		
			番）、山		
			田 町 小		
			部（柿		
			ノ 木 谷		

			地区)		
			を加え		
			る。)		
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
押部谷	押部谷	美穂が丘 1 ～ 4 ・ 5 (6 ～ 11 番 ・ 12 番 1 ～ 12 号を除く。) 、押部 谷町 (栄、福住 (579 番 地 1 ・ 98 ～ 101 ・ 107 ～ 113 を除く。) 、細田 (東 部) 、押部、西盛 (神 戸電鉄線以北の富士 見が丘団地以西を除 く。) 、近江)	押部谷	押部谷	美穂が丘 1 ～ 4 ・ 5 (6 ～ 11 番 ・ 12 番 1 ～ 12 号を除く。) 、押部 谷町 (栄、福住 (県住 を除く。) 、細田 (東 部) 、押部、西盛 (神 戸電鉄線以北の富士 見が丘団地以西を除 く。) 、近江)
	[略]	[略]		[略]	[略]
	北山	北山台、富士見が丘 1 ～ 5 、押部谷町 (西盛 (神戸電鉄線以北の 富士見が丘団地以 西) 、福住 (579 番地 1 ・ 98 ～ 101 ・ 107 ～ 113)) 、 高雄台		北山	北山台、富士見が丘 1 ～ 5 、押部谷町 (西盛 (神戸電鉄線以北の 富士見が丘団地以 西) 、福住 (県住)) 、 高雄台
	[略]	[略]		[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第 1 の鈴蘭台及び星和台の項の改正規定は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

「神戸市学齢児童及び学齢生徒の就学に関する規則の一部改正」について

1. 校区変更に伴う改正

(1) 規則改正の趣旨

鈴蘭台中学校区の一部地域を星和台中学校区に変更する。

・変更対象地域 南五葉1・2丁目

旧) 鈴蘭台中学校 → 新) 星和台中学校

・変更時期 令和9年4月1日

※校区変更に先立ち、要綱にて令和8年度は指定学校の変更を認める地区とする。

(2) 規則改正の内容

小中学校区が一致するため、南五葉小学校を星和台中学校の項に移動させる。

●別表1 (該当箇所抜粋)

改正後			改正前		
学校名		校区	学校名		校区
中学校	小学校		中学校	小学校	
鈴蘭台	鈴蘭台	[略]	鈴蘭台(南五	鈴蘭台	[略]
	北五葉	[略]	葉3～6、君	北五葉	[略]
	藍那	[略]	影町6、鈴蘭	南五葉	南五葉1～6、鈴 蘭台南町8・9 (9番)・君影町 6、山田町小部 (柿ノ木谷地区)
			台南町8・9 (9番)、山 田町小部(柿 ノ木谷地区) を除く。)		
星和台	星和台	[略]	星和台(南五	星和台	[略]
	君影	[略]	葉3～6、君	君影	[略]
	南五葉	南五葉1～6、鈴 蘭台南町8・9 (9番)・君影町 6、山田町小部 (柿ノ木谷地区)	影町6、鈴蘭 台南町8・9 (9番)、山 田町小部(柿 ノ木谷地区) を加える。)		

2. 表記の誤りが判明したことに伴う改正

(1) 規則改正の趣旨

表記の誤りがあったため、北山小学校の校区の「押部谷町福住（県住）」の表記を下記のとおり変更する。※校区の変更はありません。

旧) 押部谷町福住（県住） → 新) 押部谷町福住（579 番地 1・98～101・107～113）

(2) 規則改正の内容

北山小学校の項及び押部谷小学校の項を変更する。

●別表 1（該当箇所抜粋）

改正後			改正前		
学校名		校区	学校名		校区
中学校	小学校		中学校	小学校	
押部谷	押部谷	美穂が丘 1～4・5(6～11 番・12 番 1～12 号を除く。)、押部谷町(栄、福住(579 番地 1・98～101・107～113)を除く。)、細田(東部)、押部、西盛(神戸電鉄線以北の富士見が丘団地以西を除く。)、近江)	押部谷	押部谷	美穂が丘 1～4・5(6～11 番・12 番 1～12 号を除く。)、押部谷町(栄、福住(県住を除く。))、細田(東部)、押部、西盛(神戸電鉄線以北の富士見が丘団地以西を除く。)、近江)
	[略]	[略]		[略]	[略]
	北山	北山台、富士見が丘 1～5、押部谷町(西盛(神戸電鉄線以北の富士見が丘団地以西)、福住(579 番地 1・98～101・107～113))、高雄台		北山	北山台、富士見が丘 1～5、押部谷町(西盛(神戸電鉄線以北の富士見が丘団地以西)、福住(県住))、高雄台
	[略]	[略]		[略]	[略]

3. 施行日

南五葉 1～2 丁目の校区変更：令和 9 年 4 月 1 日

北山小学校の校区表記の変更：公布の日